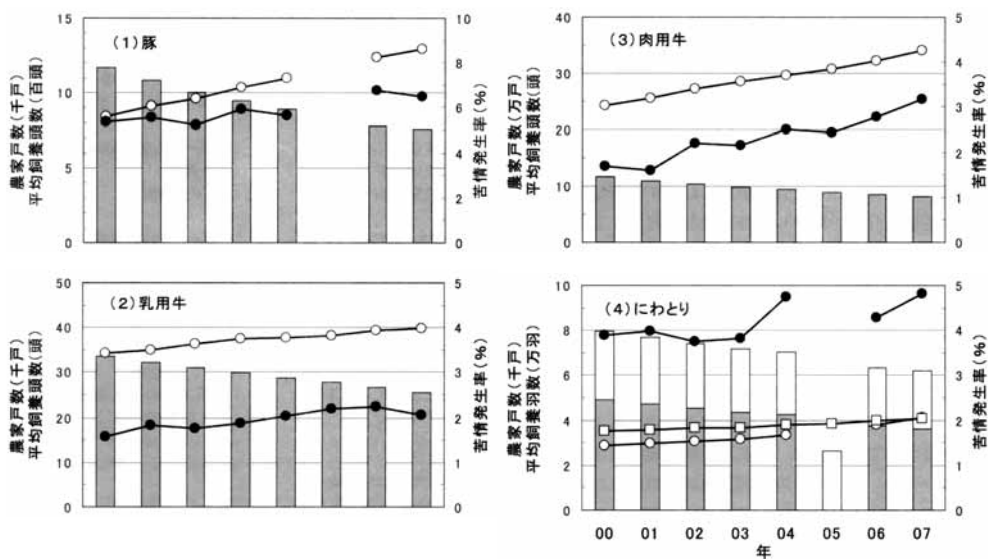


1 悪臭苦情発生 の 現状

ア 悪臭苦情の発生件数と苦情率

農林水産省統計ではいずれの畜種でも、農家戸数は減少傾向にあります。平均飼養頭数は増加傾向にあり、経営の大規模化が進行しています。悪臭苦情の発生件数は、乳牛、豚で多くなっています。一方、悪臭苦情の発生率（苦情発生件数／全農家戸数）は、豚、にわとり、肉用牛、乳用牛の順で高くなっています。



■, 農家戸数、採卵鶏農家戸数 □, ブロイラー農家戸数
 —○—, 平均飼養頭数、採卵鶏平均飼養羽数 —□—, ブロイラー飼養羽数 —●—, 悪臭苦情発生率

各畜種毎の農家戸数 (□)、平均飼養頭羽数 (○、□) 及び悪臭苦情発生率 (●)
 の推移 (農林水産省集計による)

におい・かおり環境学会誌.40巻.212-220頁 (2009) 引用

養豚・酪農家が考えている悪臭苦情の発生場所等は、第VI章農家アンケート (34頁以降) で紹介しています。

2 飼養規模拡大と混住化に伴う苦情の特徴

近年、田畑に囲まれた畜産農家や牧草地等の近くに、新興住宅地が開発され、新規に住民が移り住むと、苦情が発生することが多いようです。

苦情の出やすい気象条件は

- ① 梅雨時から夏季といった特定の季節が
- ② 雨の降る前といった湿度の高い状況

があげられます。

気流の影響により、臭気の希釈・拡散効果が期待できず、水平方向に臭気が住宅地まで流れた場合に苦情が発生し易くなっています。

飼養規模や地理的な状況にもよりますが、臭気は約500m～1 km先まで移動します。

この混住化の問題については、宅地開発時に、特に、梅雨時から夏季にかけての臭気の拡散状況の把握が必ずしも十分とはいえないことも対応を難しくしているのではないかと考えられます。



畜舎の周辺には田畑・民家が混在



民家側から見た畜舎

ア 敷地境界線の近接化と施設配置の問題

①農場施設と敷地境界の近接化

畜舎やふん尿処理施設が敷地境界線ぎりぎりに配置され、狭い道路や壁を挟んだ向かい側に民家が立地しているにもかかわらず、苦情が出ていないケースがあります。

下の写真は、都市近郊でありながら、畜産農家の飼育管理の工夫により苦情がほとんど出ていない例です。



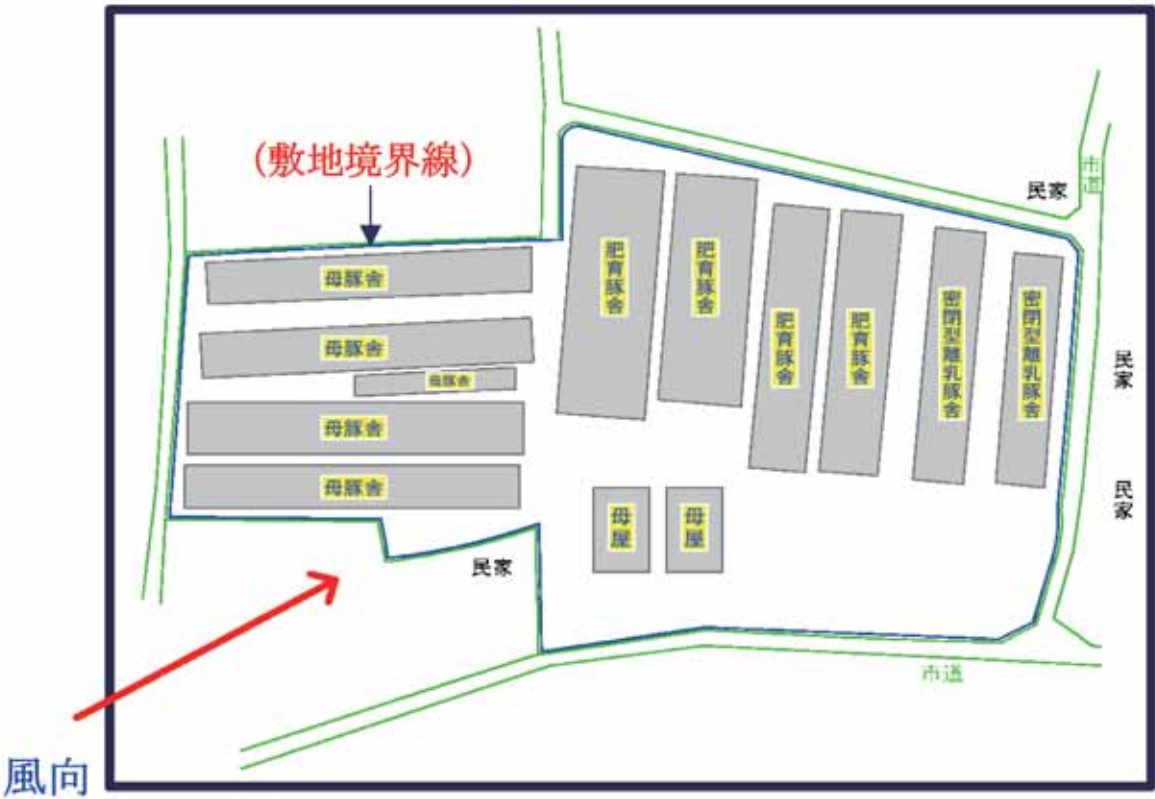
事例

農場内の施設配置

都市近郊で養豚を経営（飼養頭数約4,000頭）している苦情のない事例の施設配置図を下に示しました。図の枠内の青で示したラインが敷地境界線です。

臭気対策は近隣住民への配慮

- ①例えば、開放型の肥育豚舎は繁殖豚舎に比べ、臭気の発生が強いため、この養豚場では、肥育豚舎を農場の中心部に配置しています。
- ②離乳豚舎は密閉型とし、民家側に設置し、民家への臭気拡散を防止しています。作業効率を考えれば、母豚舎の近くに離乳豚舎を配置すべきですが、臭気対策を重要視しています。
- ③近所の人には、あいさつも含め、日頃より、大変、気を遣われているそうです。苦情が発生しそうになると豚舎の管理状況を点検する等、すぐに対応策をとります。



事例

開放豚舎が風の通り道

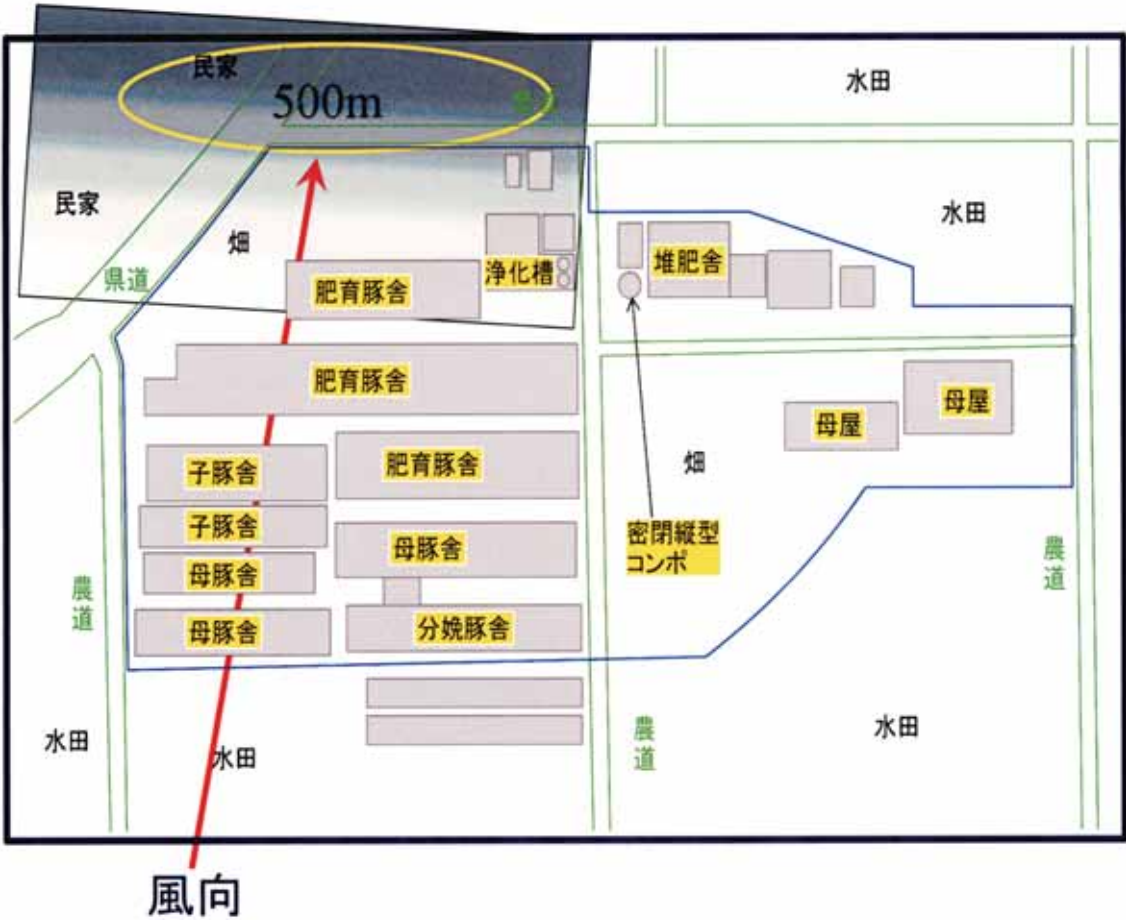
風向きが落とし穴

畜産農家が飼養規模を拡大する場合、農場内で畜舎を増設するのが一般的ですが、施設の配置によっては敷地境界線までの距離が、接近することから、問題となる場合が見受けられます。

下図の農場（飼養頭数約3,000頭）では、豚舎の建て替えを契機に、特に、夏季に苦情が多く出るようになりました。半径1 km以内の距離に民家があります。敷地境界線から最も近い近隣の住宅は約10m、新興の住宅地までは500mです。

堆肥化装置も敷地境界のそばに配置されていますが、苦情の原因となっている臭質は豚舎臭です。豚舎内を自然の風が通り抜けるような豚舎の配置になっています。

開放型豚舎では、状況によっては比較的弱い臭気がそのまま流れ、飼養頭数が多くなるほど、臭気の発生量は多くなります。



3 悪臭防止法についての基礎知識

ア 悪臭防止法の基本的な考え方

悪臭防止法は事業場等における事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制等を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

- 1) 規制対象…においを排出する事業場は業種や規模が限定されていないため、規制地域内にある全ての工場、事業場が対象となります。しかし、住民の苦情申立てがあってから始動します。
- 2) 規制方式…においの排出経路に合わせて、事業場の敷地境界線における基準（1号基準）、気体排出口における基準（2号基準）、排水水における基準（3号基準）の3つの基準があります。



悪臭防止法の規制基準

畜産経営では主に敷地境界における基準（1号基準）による規制が該当します。

3) 規制基準…「特定悪臭物質濃度」又は「臭気指数」のどちらかを都道府県知事が選択することとなっています。

①特定悪臭物質の濃度規制とは、法で定めた22種類の物質濃度を規制するもので臭気指数とは、人の嗅覚を用いてにおいを総体的に捉える方法です。

② 悪臭防止法では特定悪臭物質濃度だけでは対応できない複合臭由来の苦情に対応するため、平成7年より嗅覚測定法による臭気指数規制の導入がはじまりました。

近年、多くの地方公共団体（平成21年度末で378市区町村、臭気対策セミナー講演資料集（平成22年度）. 1 - 5 頁）で、臭気指数規制への移行が進んでいます。

ポイント 規制基準値はどうやって決めるの？

悪臭防止法では指定地域制度を採用しています。都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が規制地域を指定し、規制基準を定めます。なお、悪臭問題は地域性の強い問題であることから、規制地域の指定及び規制基準の設定にあたっては、あらかじめ管轄の市町村長の意見を聴取することとなっています。

I 苦情発生から立ち入り検査・解決までの手順

規制基準に不適合で、市町村長が住民の生活環境が損われていると決める場合、所定の措置がとられます。

